

# 東海発電所

廃止措置計画変更認可申請  
(新検査制度及び排気筒短尺化)  
申請工程の相談

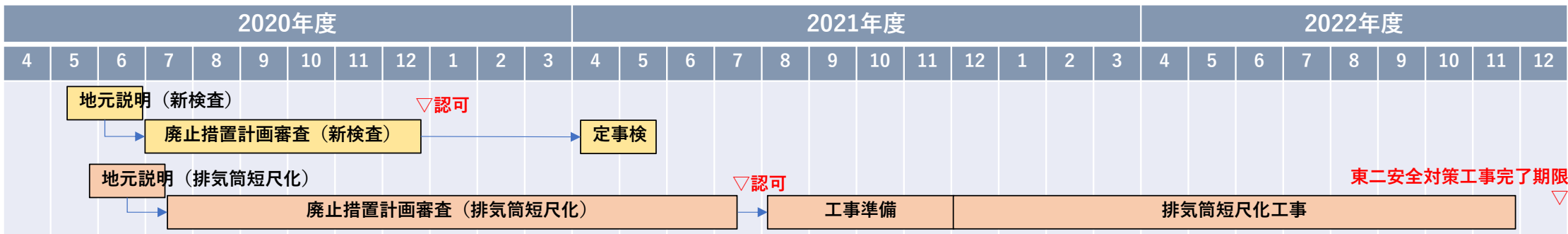
2020年5月13日

日本原子力発電株式会社  
廃止措置プロジェクト推進室

# 1. 相談概要

東海発電所廃止措置計画について、至近で①新検査制度及び②原子炉建屋排気筒（以下「排気筒」）短尺化に伴う安全評価の変更認可申請案件があり、これら2件を並行して審査（個別に認可）対応いただくことをご検討願います。

# 2. 並行審査 申請スケジュール案



1. 新検査制度については、他電力と足並みをそろえて早急に申請を行いたい所存です。
  2. 排気筒短尺化については、廃止措置計画審査期間（1年程度）及び排気筒短尺化工事期間（1年程度）を見込むと、東海第二安全対策工事完了期限である2022年12月までの排気筒短尺化工事の完了に余裕がなく、早急に申請したい所存です。
  3. 仮に新検査制度と排気筒短尺化を**一括で申請して排気筒短尺化の審査が伸びた場合、2021年4月頃に予定されている定事検までに新検査制度を反映した廃止措置計画が認可になっていないという状況に陥るリスクがあります。**
- 上記に鑑み、これら2件を並行して審査（個別に認可）いただきたいと考えております。

### 3. 廃止措置計画変更認可申請の記載方針

- ① 廃止措置計画変更認可申請（新検査制度）には、排気筒短尺化に伴う変更認可申請の内容は記載しない。
- ② 廃止措置計画変更認可申請（排気筒短尺化）には、廃止措置計画変更認可申請（新検査制度）をベースに排気筒短尺化に伴う内容を記載する。
- ③ 改正法に基づく廃止措置計画案「本文七 性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」表6-1（現行の廃止措置計画「添付書類六」表6-1-1）に記載のある「3.排気筒」について、2件の申請双方の変更対象となるため、下表の記載案とする。

表 廃止措置計画変更認可申請 表6-1 記載案

表6-1項目	変更認可申請（新検査制度）	変更認可申請（短尺化）※	備考
施設区分	建屋・構築物等	—	
設備（建屋）名称	3.排気筒	—	
維持台数	1基	—	
機能	排気経路構成機能	—	新検査制度の記載案は、暫定的に現行の廃止措置計画の記載内容に合わせている。
性能	原子炉建屋換気設備の排気を地上高さ約80mから放出できること。	—	
維持期間	原子炉領域解体撤去が終了するまで	—	

※ 排気筒短尺化に伴い、発電所周辺の一般公衆の受ける線量評価は保守的に地上放出として再評価するため、排気筒は性能維持施設から除外する。